**特定証券情報**

【表紙】

【書類名】特定証券情報

【提供日又は公表日】　年　月　日（２）

【発行者の名称】（３）

【代表者の役職氏名】（４）

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【有価証券の種類】（５）

【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（６）

【公表されるホームページのアドレス】（７）

第一部【証券情報】

第１【特定投資家向け取得勧誘の要項】

１【新規発行株式】（８）

|  |  |
| --- | --- |
| 発行数（株） |  |
| 内容 |  |

２【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

（１）【特定投資家向け取得勧誘の方法】（９）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 形態 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計（総発行株式） |  |  |  |

（２）【特定投資家向け取得勧誘の条件】（10）

|  |  |
| --- | --- |
| 発行価格（円） |  |
| 資本組入額（円） |  |
| 申込株数単位（株） |  |
| 申込期間 |  |
| 払込期日 |  |
| 取得勧誘の委託を受けた者の住所及び氏名又は名称 |  |
| 取得勧誘の委託契約の内容 |  |

（３）【払込取扱場所】

|  |  |
| --- | --- |
| 店名 | 所在地 |
|  |  |

３【新規発行新株予約権証券】（11）

（１）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

|  |  |
| --- | --- |
| 発行数（個） |  |
| 発行価額の総額（円） |  |
| 発行価格（円） |  |
| 申込手数料（円） |  |
| 申込単位（個） |  |
| 申込期間 |  |
| 割当日 |  |
| 払込期日 |  |
| 払込取扱場所 |  |
| 取得勧誘の委託を受けた者の住所及び氏名又は名称 |  |
| 取得勧誘の委託契約の内容 |  |

（２）【新株予約権の内容等】

|  |  |
| --- | --- |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 |  |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） |  |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） |  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額（円） |  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） |  |
| 新株予約権の行使期間 |  |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 |  |
| 新株予約権の行使の条件 |  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 |  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 |  |
| 代用払込みに関する事項 |  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 |  |

４【新規発行新株予約権付社債券】（12）

（１）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

|  |  |
| --- | --- |
| 銘柄 |  |
| 記名・無記名の別 |  |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） |  |
| 各社債の金額（円） |  |
| 発行価額の総額（円） |  |
| 発行価格（円） |  |
| 利率（％） |  |
| 利払日 |  |
| 利息支払の方法 |  |
| 償還期限 |  |
| 償還の方法 |  |
| 申込期間 |  |
| 払込期日 |  |
| 担保の種類 |  |
| 担保の目的物 |  |
| 担保の順位 |  |
| 先順位の担保をつけた債権の金額（円） |  |
| 担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利 |  |
| 担保付社債信託法上の受託会社 |  |
| 担保の保証 |  |
| 財務上の特約（担保提供制限） |  |
| 財務上の特約（その他の条項） |  |
| 取得勧誘の委託を受けた者の住所及び氏名又は名称 |  |
| 取得勧誘の委託契約の内容 |  |

（２）【新株予約権付社債に関する事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 |  |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） |  |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） |  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額（円） |  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） |  |
| 新株予約権の行使期間 |  |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 |  |
| 新株予約権の行使の条件 |  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 |  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 |  |
| 代用払込みに関する事項 |  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 |  |

５【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行等による手取金の額】（13）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|  |  |  |

（２）【新規発行等の理由及び手取金の使途】（14）

第２【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

１【売付け有価証券】（15）

（１）【売付け株式】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 株式の種類 | 売付け数（株） | 売付け価額の総額（円） | 売付けに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|  |  |  |  |

（２）【売付け新株予約権証券】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売付け数（個） | 売付け価額の総額（円） | 売付けに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|  |  |  |

（新株予約権の内容等）

（３）【売付け新株予約権付社債券】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 売付け数（口） | 売付け価額の総額（円） | 売付けに係る新株予約権付社債券の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|  |  |  |

（新株予約権付社債の内容等）

２【売付けの条件】（16）

|  |  |
| --- | --- |
| 売付け価格（円） |  |
| 申込期間 |  |
| 申込単位 |  |
| 売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称 |  |
| 売付けの委託契約の内容 |  |

第３【事業等のリスク】（17）

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【沿革】（18）

２【事業の内容】（19）

３【従業員の状況】（20）

４【経営上の重要な契約等】（21）

第２【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】（22）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発行可能株式総数（株） | 未発行株式数（株） | 発行数（株） | 内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  | ― |

（２）【新株予約権等の状況】（23）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 最近事業年度末現在（　年　月　日） | 提供日又は公表日の前月末現在（　年　月　日） |
| 新株予約権の数（個） |  |  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） |  |  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 |  |  |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） |  |  |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） |  |  |
| 新株予約権の行使期間 |  |  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） |  |  |
| 新株予約権の行使の条件 |  |  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 |  |  |
| 代用払込みに関する事項 |  |  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 |  |  |

（３）【議決権の状況】（24）

年　月　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
| 無議決権株式 |  | ― |  |
| 議決権制限株式（自己株式等） |  | ― |  |
| 議決権制限株式（その他） |  |  |  |
| 完全議決権株式（自己株式等） |  | ― |  |
| 完全議決権株式（その他） |  |  |  |
| 単元未満株式 |  | ― |  |
| 発行済株式総数 |  | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― |  | ― |

２【役員の状況】（25）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |

３【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】（26）

第３【経理の状況】

【計算書類】（27）

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【個別注記表】

④【附属明細表】

第４【株主の状況】（28）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 | ― |  |  |

（記載上の注意）

（１）　一般的事項

ａ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｃ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

ｄ　本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を欄外に注記すること。

ｅ　発行者が連結計算書類を作成している場合には、計算書類として連結計算書類を記載することができる。この場合において、計算書類に係る様式及び記載上の注意は、連結計算書類に係るものとして読み替えられるものとする。

ｆ　発行者が既に１年間継続して企業内容等の開示に関する内閣府令第９条の３第２項に規定する有価証券報告書を提出している場合には、本様式第二部に代えて、その旨及び有価証券報告書を縦覧に供している場所を記載すれば足りる。

（１－２）　組込方式

ａ　発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該発行者の最近事業年度に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部の記載に代えることができる。

ｂ　最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。

（２）　提供日又は公表日

特定証券情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

（３）　発行者の名称

発行者の名称を特定証券情報の提供又は公表に用いる言語で記載し、原語名がこれらと異なる場合には、原語名を括弧内に記載すること。また、これらに加えて、英語の表記を括弧内に記載しても差し支えない。

（４）　代表者の役職氏名

特定証券情報の提供又は公表について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

（５）　有価証券の種類

特定証券情報により提供又は公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の種類を記載すること。

（６）　有価証券の発行価額又は売付け価額の総額

ａ　特定証券情報により提供又は公表の対象とした特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等ごとに、発行価額の総額又は売付け価額の総額を記載すること。なお、対象となる有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売付け価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。「発行価格」若しくは「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を提供若しくは公表する場合又は算式表示により特定証券情報を提供若しくは公表する場合には、特定証券情報の提供日又は公表日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

ｂ　本邦通貨への換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

（７）　公表されるホームページのアドレス

特定証券情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

（８）　新規発行株式

ａ　新規発行株式の種類ごとに、「発行数」及び「内容」を記載すること。

ｂ　「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。この場合において、発行者が種類株式発行会社（会社法第２条第13号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）であるときは、同法第108条第１項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第２項に規定する定款の定めの有無を記載すること。なお、発行者が同法第107条第１項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

ｃ　欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議の年月日又は行政庁の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

ｄ　発行者が新規発行株式と異なる種類の株式についての定めを定款に定めている場合には、欄外にその旨を記載すること。この場合において、新規発行株式と当該異なる種類の株式の単元株式数又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。

ｅ　特定証券情報の対象となる新規発行株式の特定投資家向け取得勧誘と同時に準備金の資本組入れ等による新規株式の発行が行われる場合には、その旨を注記すること。

ｆ　特定証券情報の対象とした特定投資家向け取得勧誘が自己株式の処分にかかるもの（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘をいう。）である場合には、その旨を欄外に記載すること。

（９）　特定投資家向け取得勧誘の方法

ａ　「形態」の欄には、特定投資家向け取得勧誘を株主割当てとそれ以外のものに区分して記載すること。

株主割当てについては割当日、割当比率等を、株主割当て以外のものについては発行者が直接勧誘するものとその他のものに区分しその発行数を、それぞれ欄外に記載すること。なお、株主割当て以外のものの場合であって株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

ｂ　一部払込発行の場合には、払込金額の総額を「発行価額の総額」の欄に内書きすること。

ｃ　「発行価格」若しくは「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を提供若しくは公表する場合又は算式表示により特定証券情報を提供若しくは公表する場合には、「発行価額の総額」又は「資本組入額の総額」は特定証券情報の提供日又は公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

ｄ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

（10）　特定投資家向け取得勧誘の条件

ａ　「発行価格」の欄には、１株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、１株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を１株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで特定証券情報を提供又は公表するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（（11）において新株予約権証券の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。

ｂ　「資本組入額」の欄には、１株の発行価額のうち資本金に組み入れる金額を記載すること。なお、算式表示の場合には、当該算式に基づいて記載すること。

ｃ　「発行価格」又は「資本組入額」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、これらの決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｄ　欄外には、申込みの方法、申込みがない場合の株式の割当てを受ける権利（新株引受権）の消滅、申込みがない株式の処理、申込みが超過した場合の処理、払込期日の確定の有無その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

ｅ　「取得勧誘の委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。

ｆ　「取得勧誘の委託契約の内容」の欄には、取得勧誘の委託手数料の額等について記載すること。なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。

（11）　新規発行新株予約権証券

ａ　特定証券情報の対象となる新規発行新株予約権証券について、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに区分して、発行数、発行価額の総額、発行価格、申込手数料、申込単位、申込期間、割当日、払込期日、払込取扱場所、取得勧誘の委託を受けた者の住所及び氏名又は名称、取得勧誘の委託契約の内容を記載すること。

ｂ　発行価格を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、発行価額の総額は特定証券情報の提供日又は公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

ｃ　発行価格は、新株予約権１個の発行価格を記載すること。また、発行価格を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｄ　割当日は、会社法第238条第１項第４号に規定する割当日を記載すること。

ｅ　「取得勧誘の委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」については（10）ｅに準じて記載すること。

ｆ　「取得勧誘の委託契約の内容」については（10）ｆに準じて記載すること。

ｇ　新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日、申込みの方法、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を欄外に記載すること。

ｈ　新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第１回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。

ｉ　新株予約権の目的となる株式の種類は、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、（８）のａ及びｂに準じて記載すること。

ｊ　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格及び資本組入額を記載すること。なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

ｋ　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額又は新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｌ　自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は、会社法第236条第１項第７号に規定する事項を記載すること。

ｍ　代用払込みに関する事項は、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

ｎ　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。

（12）　新規発行新株予約権付社債券

ａ　「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。

ｂ　当該新規発行社債が振替社債である場合には、「記名・無記名の別」の欄への記載を要しない。

ｃ　「発行価格」の欄には、券面額100円についての発行価額を記載すること。

ｄ　「発行価格」又は「利率」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｅ　「発行価格」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、「発行価額の総額」は特定証券情報の提供日又は公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

ｆ　「利息支払の方法」の欄には、利息の計算期間、支払場所等を記載すること。利息の支払場所を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｇ　「償還の方法」の欄には、償還金額、償還の方法（買入消却、任意償還、減債基金等）を記載すること。

ｈ　「担保の保証」の欄には、保証が付されている場合に、その内容及び条件等を記載すること。

ｉ　「財務上の特約」の欄には、当該発行に係る社債において社債権者保護のために設定されている財務上の特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、担保提供制限とその他の条項（純資産額維持、利益維持、担付切換等）に分けて、その内容を記載すること。また、当該発行に係る社債についての保証会社に関して財務上の特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

ｊ　当該発行に係る社債について、発行者の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⒜　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⒝　当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

ｋ　「取得勧誘の委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」については（10）ｅに準じて記載すること。

ｌ　「取得勧誘の委託契約の内容」については（10）ｆに準じて記載すること。

ｍ　「新株予約権付社債に関する事項」については、（11）に準じて記載すること。

（13）　新規発行等による手取金の額

ａ　「発行価格」を記載しないで特定証券情報を提供若しくは公表する場合又は算式表示により特定証券情報を提供若しくは公表する場合には、「払込金額の総額」は特定証券情報の提供日又は公表日現在における見込額を記載し、その旨を注記すること。

ｂ　「発行諸費用の概算額」の欄には、発行者が負担すべき発行諸費用の総額を記載すること。

（14）　新規発行等の理由及び手取金の使途

ａ　新規発行等の理由として資金調達以外の理由がある場合には、その理由を記載すること。

ｂ　発行者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、自社の事業計画を踏まえ、その使途の区分ごとの内容及び概算金額を記載すること。

（15）　売付け有価証券

ａ　「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を提供若しくは公表する場合又は算式表示により特定証券情報を提供若しくは公表する場合には、「売付け価額の総額」は特定証券情報の提供日又は公表日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

ｂ　売付けに係る有価証券の所有者が２人以上ある場合には、「売付け株式」「売付け新株予約権証券」又は「売付け新株予約権付社債券」について所有者別に記載すること。

ｃ　「売付け新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、（11）に準じて記載すること。

ｄ　「売付け新株予約権付社債券」の「新株予約権付社債の内容等」は、（12）に準じて記載すること。

（16）　売付けの条件

ａ　「売付け価格」の欄には、株式については１株の売付け価額を、新株予約権証券については新株予約権１個の売付け価額を、売付け新株予約権付社債券については券面額100円についての売付け価額を記載すること。

ｂ　「売付け価格」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。

ｃ　「売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期を注記すること。

ｄ　「売付けの委託契約の内容」の欄には、売付けの委託手数料の額、売付け残が生じた場合の処理等について記載すること。なお、算式表示の場合には、委託手数料の額は当該算式に基づいて記載すること。

ｅ　株式受渡期日その他売付けの手続上必要な事項を欄外に記載すること。

（17）　事業等のリスク

ａ　発行者の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項がある場合には、当該事項の概要を具体的に、分かりやすく、かつ簡潔に記載すること。

ｂ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の提供日又は公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

（18）　沿革

発行者の設立日（設立登記日とする。）から特定証券情報の提供日又は公表日までの間につき、設立経緯、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）について簡潔に記載すること。

（19）　事業の内容

ａ　特定証券情報の提供日又は公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在における発行者及び関係会社において営まれている主な事業の内容について説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

ｂ　発行者と発行者の関連当事者（発行者の関係会社を除く。）との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。

（20）　従業員の状況

ａ　最近日現在の従業員数を記載すること。

ｂ　最近日までの１年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を記載すること。

（21）　経営上の重要な契約等

ａ　最近事業年度の開始日から特定証券情報の提供日又は公表日までの間において、吸収合併若しくは新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡、重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換若しくは株式移転又は吸収分割若しくは新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その旨について記載すること。

ｂ　発行者において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から特定証券情報の提供日又は公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

（22）　株式の総数等

ａ　（８）に準じて、株式の種類ごとに、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」及び「内容」を記載すること。

ｂ　「発行可能株式総数」の欄には、特定証券情報の提供日又は公表日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。発行者が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

ｃ　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。

ｄ　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合には、その旨を欄外に記載すること。

ｅ　「内容」欄には、株式の種類ごとに内容を具体的に記載すること。なお、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

ｆ　発行者が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合には、当該ＭＳＣＢ等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。

ｇ　「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。

ｈ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

（23）　新株予約権等の状況

ａ　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

ｂ　その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

ｃ　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

ｄ　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

ｅ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。

ｆ　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合にはその旨を欄外に記載すること。

ｇ　会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

（24）　議決権の状況

ａ　最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

ｂ　「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。ｅにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。

ｃ　「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。ｄ及びｅにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式（以下「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

ｄ　「議決権制限株式（その他）」の欄には、ｃに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

ｅ　「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

ｆ　「完全議決権株式（その他）」の欄には、ｅに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

ｇ　「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

（25）　役員の状況

ａ　特定証券情報の提供日又は公表日現在における役員について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

ｂ　「略歴」の欄には、役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。

ｃ　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、発行者が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

ｄ　役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。

ｅ　会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。

ｆ　発行者が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

（26）　コーポレート・ガバナンスの状況

ａ　発行者の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合、役員等（同法第423条第１項に規定する役員等をいう。以下同じ。）との間で補償契約（同法第430条の２第１項に規定する補償契約をいう。）を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（同法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）を締結した場合には、当該契約の内容の概要を記載すること。また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b　発行者が財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。

d　株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。

e　発行者が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

f　発行者と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

（27）　計算書類

ａ　貸借対照表については最近事業年度末のものを掲げること。

ｂ　損益計算書、個別注記表及び附属明細表については最近事業年度のものを掲げること。

ｃ　計算書類についての会計監査人による会計監査報告がある場合、特定証券情報に添付すること。

ｄ　ｃに該当する会計監査報告がない場合、その旨を注記すること。

（28）　株主の状況

ａ　最近日現在の株主の状況について記載すること。

ｂ　所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。なお、発行者が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

ｃ　個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村（外国におけるこれらに相当するものを含む。）名までを記載しても差し支えない。

ｄ　所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。

ｅ　株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。

ｆ　欄外には、株主が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。

ｇ　最近事業年度の末日後最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

令和４年７月１日　施行

**特定証券情報**

【表紙】

【書類名】特定証券情報

【提供日又は公表日】　年　月　日（２）

【発行者名】

【代表者の役職氏名】（３）

【本店の所在の場所】

【公表されるホームページのアドレス】（４）

第一部【証券情報】

１【ファンドの名称】

２【内国投資信託受益証券の形態等】（５）

３【信託金の限度額】（６）

４【発行（売出）価格】（７）

５【申込手数料】（８）

６【申込単位】（９）

７【申込期間】

８【申込・払込取扱場所】（10）

９【払込期日】

10【振替機関に関する事項】

11【その他】（11）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

⑴【ファンドの特色】（12）

⑵【ファンドの仕組み】（13）

２【投資方針】

⑴【投資方針】（14）

⑵【投資対象】（15）

⑶【分配方針】（16）

⑷【投資制限】（17）

３【投資リスク】（18）

４【手数料等及び税金】（19)

【課税上の取扱い】（20）

５【運用状況】

⑴【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（21）

②【投資不動産物件】（22）

③【その他投資資産の主要なもの】（23）

⑵【運用実績】（24）

①【純資産の推移】（25）

②【分配の推移】（26）

③【収益率の推移】（27）

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】（28）

２【換金（解約）手続等】（29）

３【資産管理等の概要】

⑴【資産の評価】（30）

⑵【信託期間】（31）

⑶【計算期間】（32）

⑷【その他】（33）

４【受益者の権利等】（34）

第三部【委託会社等の概況】（35）

（記載上の注意）

（１）　一般的事項

ａ　特定証券情報の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｅ　特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（５）ｃ、（17）ｃ、(26）ｃ、（30）及び（31）により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

（１－２）　組込方式

特定証券情報の対象となる有価証券について発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該有価証券の最近計算期間（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条に定める期間をいう。以下同じ。）に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部及び第三部の記載に代えることができる。

（２）　提供日又は公表日

特定証券情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

（３）　代表者の役職氏名

特定証券情報の提供又は公表について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

（４）　公表されるホームページのアドレス

特定証券情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

（５）　内国投資信託受益証券の形態等

ａ　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権（内国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の２第１項に規定する振替投資信託受益権をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。

ｂ　特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券について、委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第２条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第２項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第１項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⒜　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⒝　特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券について、委託会社等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

（６）　信託金の限度額

特定証券情報の提供又は公表により投資勧誘しようとする内国投資信託受益証券の信託金の限度額を記載すること。

（７）　発行（売出）価格

ａ　申込単位１単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下同じ。）を具体的に記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

（８）　申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

（９）　申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

（10）　申込・払込取扱場所

取扱場所の記載に当たっては、具体的な取扱場所の記載に代えて、取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

（11）　その他

ａ　申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。

ｂ　当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等と同時に、本邦以外の地域において特定証券情報の対象となる内国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。

（12）　ファンドの特色

ａ　ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　ファンドが、特定の投資信託証券（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第１条第２号に規定する投資信託証券をいう。以下同じ。）のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る約款に定められている場合には、当該特定の投資信託証券に係るファンドを含めた全体をファンドとみなして記載すること（以下同じ。）。

ｃ　ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とするファンド（ｄに該当する場合を除く。）をいう。以下同じ。）の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

ｄ　ファンドが、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（１）ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（ファンド・オブ・ファンズである場合を除き、信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。以下同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

（13）　ファンドの仕組み

ａ　ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合又は投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。

ｂ　委託会社等及びファンドの関係法人（投資信託及び投資法人に関する法律第９条に規定する受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について簡潔に記載すること。

（14）　投資方針

ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等）等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（15）　投資対象

ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

ｃ　ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社等又はこれに類する者の名称を記載すること。

（16）　分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

（17）　投資制限

法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

（18）　投資リスク

ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（19）　手数料等及び税金

投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下「手数料等」という。）について簡潔に記載すること。手数料等の記載に当たっては、当該手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

（20）　課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

（21）　投資有価証券の主要銘柄

ａ　特定証券情報の提供日又は公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下同じ。）のうち、評価額上位10銘柄について記載すること。

ｃ　発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

ｄ　当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

ｅ　投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

ｆ　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（22）　投資不動産物件

ａ　最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

ｂ　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産（投資資産である不動産をいう。）を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（23）　その他投資資産の主要なもの

ａ　最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。

ｃ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（（21）ｃに掲げる事項）を記載すること。

ｄ　投資資産がｃに掲げる権利以外の権利である場合には、ｃに準じて記載すること。

（24）　運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

（25）　純資産の推移

特定証券情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（６月を１計算期間とするファンド（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。（26）及び（27）において同じ。）にあっては、10計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準価額を記載すること。この場合において、各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

（26）　分配の推移

特定証券情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、10計算期間）について、各計算期間ごとに、内国投資信託受益証券１単位当たりの分配の額を記載すること。

（27）　収益率の推移

特定証券情報の提供日又は公表日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。

（28）　申込（販売）手続等

内国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

（29）　換金（解約）手続等

内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等を記載すること。

（30）　資産の評価

基準価額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

（31）　信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

（32）　計算期間

ファンドの計算期間について記載すること。

（33）　その他

ａ　ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。

ｂ　約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

（34）　受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

（35）　委託会社等の概況

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式「記載上の注意」（14）ｂ及びｃにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

令和４年７月１日　施行

**特定証券情報**

【表紙】

【書類名】特定証券情報

【提供日又は公表日】　年　月　日（２）

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】（３）

【本店の所在の場所】

【公表されるホームページのアドレス】（４）

第一部【証券情報】

第１【投資証券】

１【投資法人の名称】

２【投資証券の形態等】（５）

３【発行（売出）数】（６）

４【発行（売出）価額の総額】（７）

５【発行（売出）価格】（８）

６【申込手数料】（９）

７【申込単位】（10）

８【申込期間】

９【申込証拠金】

10【申込・払込取扱場所】（11）

11【払込期日】

12【引受け等の概要】（12）

13【振替機関に関する事項】

14【手取金の使途】（13）

15【その他】（14）

第２【新投資口予約権証券】

１【投資法人の名称】

２【新投資口予約権証券の形態等】（５）

３【発行数】（６）

４【割当日】（15）

５【新投資口予約権の内容】

⑴【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】（５）

⑵【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】

⑶【新投資口予約権の行使時の払込金額】（16）

⑷【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】（17）

⑸【新投資口予約権の行使期間】

⑹【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】（18）

⑺【新投資口予約権の行使の条件】

⑻【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

６【振替機関に関する事項】

７【手取金の使途】（13）

８【その他】（14）

第二部【ファンド情報】

１【投資法人の概況】

⑴【投資法人の特色】（19）

⑵【投資法人の仕組み】（20）

⑶【投資法人の機構】（21）

⑷【投資法人の出資総額】（22）

⑸【主要な投資主の状況】（23）

２【投資方針】

⑴【投資方針】（24）

⑵【投資対象】（25）

⑶【分配方針】（26）

⑷【投資制限】（27）

３【投資リスク】（28）

４【手数料及び税金】（29）

【課税上の取扱い】（30）

５【運用状況】

⑴【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】(31)

②【投資不動産物件】(32)

③【その他投資資産の主要なもの】(33)

⑵【運用実績】(34)

①【純資産等の推移】(35)

②【分配の推移】(36)

③【自己資本利益率（収益率）の推移】(37)

６【手続等の概要】（38）

７【管理及び運営の概要】（39）

（記載上の注意）

（１）　一般的事項

ａ　特定証券情報の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、特定証券情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｅ　特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（５）ｃ、（17）ｃ、(26）ｃ、（30）及び（31）により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

（１－２）　組込方式

発行者情報の提供又は公表を行っている発行者は、当該発行者の最近計算期間（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条に定める期間をいう。以下同じ。）に係る発行者情報及び訂正発行者情報を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部の記載に代えることができる。

（２）　提供日又は公表日

特定証券情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

（３）　代表者の役職氏名

ａ　特定証券情報の提供又は公表について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

ｂ　投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第１項に規定する設立企画人をいう。）全員の氏名又は名称を記載すること。

（４）　公表されるホームページのアドレス

特定証券情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

（５）　内国投資証券の形態等

ａ　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律第226条第１項に規定する振替投資口をいう。）又は振替新投資口予約権（社債、株式等の振替に関する法律第247条の２に規定する振替新投資口予約権をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。

ｂ　特定証券情報の対象となる内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⒜　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⒝　特定証券情報の対象となる内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により特定証券情報の対象となる内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

特定証券情報の対象となる内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

（６）　発行（売出）数

特定証券情報の提供又は公表により投資勧誘をしようとする内国投資証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等ごとの発行数又は売出数を記載すること。

（７）　発行（売出）価額の総額

ａ　特定証券情報の提供又は公表により投資勧誘をしようとする内国投資証券の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等ごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、特定証券情報の提供日又は公表日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

（８）　発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

（９）　申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下同じ。）を具体的に記載すること。

（10）　申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

（11）　申込・払込取扱場所

取扱場所の記載に当たっては、具体的な取扱場所の記載に代えて、取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

（12）　引受け等の概要

ａ　元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

ｂ　特定証券情報の対象となる内国投資証券の特定投資家向け取得勧誘について、当該内国投資証券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等（金融商品取引法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（同法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。）とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る同令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

ｃ　金融商品取引法第２条第６項第３号に掲げる方法による新投資口予約権証券の引受けがなされる場合には、引受人が引受けの対象となる新投資口予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、投資法人が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。）が100分の５を超えることになるときは、その旨及び特定証券情報の提供日又は公表日の５日（日曜日及び金融商品取引法施行令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における投資法人が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

（13）　手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

（14）　その他

ａ　申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ｂ　当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等と同時に、本邦以外の地域において特定証券情報の対象となる内国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

（15）　割当日

投資信託及び投資法人に関する法律第88条の14第１項第２号に規定する当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を記載すること。

（16）　新投資口予約権の行使時の払込金額

「新投資口予約権の行使時の払込金額」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

（17）　新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額

「新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額」を記載しないで特定証券情報を提供又は公表する場合には、特定証券情報の提供日又は公表日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

（18）　新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

「新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

（19）　投資法人の特色

ａ　投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（１）ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。以下同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

（20）　投資法人の仕組み

ａ　投資法人の仕組み（当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。

ｂ　投資法人及び投資法人の関係法人（資産運用会社又は投資顧問会社、資産保管会社（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第22項に規定する資産保管会社をいう。）、一般事務受託者（同条第23項に規定する一般事務受託者をいう。）、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第３項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）等をいう。以下同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）、運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令第29条の３第３項各号のいずれかに掲げる取引であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の８各項に定める基準に該当するものを行い、若しくは行った法人である旨を含む。）及び関係業務の内容（投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。）について簡潔に記載すること。

（21）　投資法人の機構

投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、投資法人による関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（22）　投資法人の出資総額

特定証券情報の提供日又は公表日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第67条第１項第４号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、同法第94条第１項において準用する会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない投資口（以下「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第160条の規定により議決権を有しない投資口（以下「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近５年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

（23）　主要な投資主の状況

特定証券情報の提供日又は公表日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下「所有投資口数」という。）の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村（外国におけるこれらに相当するものを含む。）名までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。なお、主要な投資主の状況の記載に当たっては、所有投資口数及び発行済投資口の総口数から自己保有投資口の口数を除くこと。

（24）　投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（25）　投資対象

ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

ｃ　投資法人が、海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の２第１項各号に掲げる要件の全てを満たす法人をいう。以下同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下ｃにおいて「株式等」という。）の総数又は総額に同令第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに、当該海外不動産保有法人に対する出資額、当該海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、ファンドに属する当該海外不動産保有法人の株式等の数又は額の当該海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額に対する割合及び当該海外不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資対象とする不動産について、ａ及びｂに準じて記載すること。

（26）　分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

（27）　投資制限

法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

（28）　投資リスク

ａ　投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の提供日又は公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

（29）　手数料等及び税金

投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下「手数料等」という。）のうち、手数料等の記載に当たっては、当該手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

（30）　課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

（31）　投資有価証券の主要銘柄

ａ　特定証券情報の提供日又は公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在の状況について記載すること。

ｂ　投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下同じ。）のうち、評価額上位10銘柄について記載すること。

ｃ　発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

ｄ　当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

ｅ　投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

ｆ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（32）　投資不動産物件

ａ　最近日現在の状況について記載すること。

ｂ　投資法人が、海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を超えて当該株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）を記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。

ｃ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産（投資資産である不動産をいう。）を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（33）　その他投資資産の主要なもの

ａ　最近日現在の状況について記載すること。

ｂ　投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。

ｃ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（（31）ｃに掲げる事項）を記載すること。投資法人が、海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を超えて当該株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該海外不動産保有法人の概況及びその投資する不動産について、（32）ｂに準じて記載すること。

ｄ　投資資産がｃに掲げる権利以外の権利である場合には、ｃに準じて記載すること。

（34）　運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

（35）　純資産等の推移

特定証券情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、10計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券１単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

（36）　分配の推移

特定証券情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、10計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券１単位当たりの分配の額を記載すること。

（37）　自己資本利益率（収益率）の推移

特定証券情報の提供日又は公表日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から会社法第２条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）又は収益率（様式２「記載上の注意」（27）に規定する収益率をいう。）を記載すること。

（38）　手続等の概要

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式「第三部投資法人の詳細情報」の「第２手続等」に記載される事項を要約して記載すること。

（39）　管理及び運営の概要

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式「第三部投資法人の詳細情報」の「第３管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

令和４年７月１日　施行

**発行者情報**

【表紙】

【書類名】発行者情報

【提出日又は公表日】　年　月　日（２）

【発行者の名称】（３）

【代表者の役職氏名】（４）

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【公表されるホームページのアドレス】（５）

【企業情報】

第１【企業の概況】

１【沿革】（６）

２【事業の内容】（７）

３【従業員の状況】（８）

４【経営上の重要な契約等】（９）

第２【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】（10）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発行可能株式総数（株） | 未発行株式数（株） | 発行数（株） | 内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  | ― |

（２）【新株予約権等の状況】（11）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 最近事業年度末現在（　年　月　日） | 提供日又は公表日の前月末現在（　年　月　日） |
| 新株予約権の数（個） |  |  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） |  |  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 |  |  |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） |  |  |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） |  |  |
| 新株予約権の行使期間 |  |  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） |  |  |
| 新株予約権の行使の条件 |  |  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 |  |  |
| 代用払込みに関する事項 |  |  |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 |  |  |

（３）【議決権の状況】（12）

年　月　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
| 無議決権株式 |  | ― |  |
| 議決権制限株式（自己株式等） |  | ― |  |
| 議決権制限株式（その他） |  |  |  |
| 完全議決権株式（自己株式等） |  | ― |  |
| 完全議決権株式（その他） |  |  |  |
| 単元未満株式 |  | ― |  |
| 発行済株式総数 |  | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― |  | ― |

２【役員の状況】（13）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |

３【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】（14）

第３【経理の状況】

【計算書類】（15）

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【個別注記表】

④【附属明細表】

第４【株主の状況】（16）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 | ― |  |  |

（記載上の注意）

（１）　一般的事項

ａ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｃ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

ｄ　本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を欄外に注記すること。

ｅ　発行者が連結計算書類を作成している場合には、計算書類として連結計算書類を記載することができる。この場合において、計算書類に係る様式及び記載上の注意は、連結計算書類に係るものとして読み替えられるものとする。

（１－２）　組込方式

最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を発行者情報に添付することにより、本様式における当該事項の記載に代えることができる。

（２）　提供日又は公表日

発行者情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

（３）　発行者の名称

発行者の名称を発行者情報の提供又は公表に用いる言語で記載し、原語名がこれらと異なる場合には、原語名を括弧内に記載すること。また、これらに加えて、英語の表記を括弧内に記載しても差し支えない。

（４）　代表者の役職氏名

発行者情報の提供又は公表について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

（５）　公表されるホームページのアドレス

特定証券情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

（６）　沿革

発行者の設立日（設立登記日とする。）から発行者情報の提供日又は公表日までの間につき、設立経緯、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）について簡潔に記載すること。

（７）　事業の内容

ａ　発行者情報の提供日又は公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在における発行者及び関係会社において営まれている主な事業の内容について説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

ｂ　発行者と発行者の関連当事者（発行者の関係会社を除く。）との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。

（８）　従業員の状況

ａ　最近日現在の従業員数を記載すること。

ｂ　最近日までの１年間において、従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を記載すること。

（９）　経営上の重要な契約等

ａ　最近事業年度の開始日から発行者情報の提供日又は公表日までの間において、吸収合併若しくは新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡、重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換若しくは株式移転又は吸収分割若しくは新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その旨について記載すること。

ｂ　発行者において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から特定証券情報の提供日又は公表日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

（10）　株式の総数等

ａ　様式１「記載上の注意」（８）に準じて、株式の種類ごとに、「発行可能株式総数」、「未発行株式数」、「発行数」及び「内容」を記載すること。

ｂ　「発行可能株式総数」の欄には、発行者情報の提供日又は公表日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。発行者が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

ｃ　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。

ｄ　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合には、その旨を欄外に記載すること。

ｅ　「内容」欄には、株式の種類ごとに内容を具体的に記載すること。なお、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

ｆ　発行者が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合には、当該ＭＳＣＢ等の特質その他株主の権利の保護を図るために必要な事項を欄外に記載すること。

ｇ　「発行数」の欄には、最近日現在の発行数を記載すること。

ｈ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

（11）　新株予約権等の状況

ａ　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

ｂ　その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

ｃ　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

ｄ　「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

ｅ　「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第１項第８号に規定する事項を記載すること。

ｆ　発行者がＭＳＣＢ等を発行している場合にはその旨を欄外に記載すること。

ｇ　会社法第236条第１項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

（12）　議決権の状況

ａ　最近日現在の「議決権の状況」について記載すること。なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

ｂ　「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。ｅにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。

ｃ　「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。ｄ及びｅにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式（以下「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

ｄ　「議決権制限株式（その他）」の欄には、ｃに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

ｅ　「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

ｆ　「完全議決権株式（その他）」の欄には、ｅに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

ｇ　「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

（13）　役員の状況

ａ　発行者情報の提供日又は公表日現在における役員について、その役職名、氏名、生年月日、略歴、任期、並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

ｂ　「略歴」の欄には、役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。

ｃ　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、発行者が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

ｄ　役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。

ｅ　会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。

ｆ　発行者が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

（14）　コーポレート・ガバナンスの状況

ａ　発行者の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合、役員等（同法第423条第１項に規定する役員等をいう。以下同じ。）との間で補償契約（同法第430条の２第１項に規定する補償契約をいう。）を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（同法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）を締結した場合には、当該契約の内容の概要を記載すること。また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b　発行者が財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。

d　株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。

e　発行者が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

f　発行者と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

（15）　計算書類

ａ　貸借対照表については最近事業年度末のものを掲げること。

ｂ　損益計算書、個別注記表及び附属明細表については最近事業年度のものを掲げること。

ｃ　計算書類についての会計監査人による会計監査報告がある場合、発行者情報に添付すること。

ｄ　ｃに該当する会計監査報告がない場合、その旨を注記すること。

（16）　株主の状況

ａ　最近日現在の株主の状況について記載すること。

ｂ　所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のもの及び新株予約権の行使その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。）の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。なお、発行者が会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

ｃ　個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村（外国におけるこれらに相当するものを含む。）名までを記載しても差し支えない。

ｄ　所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。

ｅ　株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。

ｆ　欄外には、株主が特別利害関係者等又は発行者の従業員である場合には、その旨及びその内容を記載すること。

ｇ　最近事業年度の末日後最近日までの間において、主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

令和４年７月１日　施行

**ファンド情報（発行者情報）**

【表紙】

【書類名】発行者情報

【提供日又は公表日】　年　月　日（２）

【ファンドの名称】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】（３）

【本店の所在の場所】

【公表されるホームページのアドレス】（４）

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

⑴【ファンドの特色】（５）

⑵【ファンドの仕組み】（６）

２【投資方針】

⑴【投資方針】（７）

⑵【投資対象】（８）

⑶【分配方針】（９）

⑷【投資制限】（10）

３【投資リスク】（11）

４【手数料等及び税金】（12)

【課税上の取扱い】（13）

５【運用状況】

⑴【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（14）

②【投資不動産物件】（15）

③【その他投資資産の主要なもの】（16）

⑵【運用実績】（17）

①【純資産の推移】（18）

②【分配の推移】（19）

③【収益率の推移】（20）

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】（21）

２【換金（解約）手続等】（22）

３【資産管理等の概要】

⑴【資産の評価】（23）

⑵【信託期間】（24）

⑶【計算期間】（25）

⑷【その他】（26）

４【受益者の権利等】（27）

第二部【委託会社等の概況】（28）

（記載上の注意）

（１）　一般的事項

ａ　発行者情報の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

（２）　提供日又は公表日

発行者情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

（３）　代表者の役職氏名

発行者情報の提供又は公表について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

（４）　公表されるホームページのアドレス

特定証券情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

（５）　ファンドの特色

ａ　ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　ファンドが、特定の投資信託証券（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第１条第２号に規定する投資信託証券をいう。以下同じ。）のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る約款に定められている場合には、当該特定の投資信託証券に係るファンドを含めた全体をファンドとみなして記載すること（以下同じ。）。

ｃ　ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とするファンド（ｄに該当する場合を除く。）をいう。以下同じ。）の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

ｄ　ファンドが、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（１）ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（ファンド・オブ・ファンズである場合を除き、信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。以下同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

（６）　ファンドの仕組み

ａ　ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合又は投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。

ｂ　委託会社等及びファンドの関係法人（投資信託及び投資法人に関する法律第９条に規定する受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について簡潔に記載すること。

（７）　投資方針

ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等）等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（８）　投資対象

ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

ｃ　ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社等又はこれに類する者の名称を記載すること。

（９）　分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

（10）　投資制限

法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

（11）　投資リスク

ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（12）　手数料等及び税金

投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下「手数料等」という。）について簡潔に記載すること。手数料等の記載に当たっては、当該手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

（13）　課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

（14）　投資有価証券の主要銘柄

ａ　発行者情報の提供日又は公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下同じ。）のうち、評価額上位10銘柄について記載すること。

ｃ　発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

ｄ　当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

ｅ　投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

ｆ　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（15）　投資不動産物件

ａ　最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

ｂ　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産（投資資産である不動産をいう。）を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（16）　その他投資資産の主要なもの

ａ　最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。

ｃ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（（14）ｃに掲げる事項）を記載すること。

ｄ　投資資産がｃに掲げる権利以外の権利である場合には、ｃに準じて記載すること。

（17）　運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

（18）　純資産の推移

発行者情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条に定める期間をいう。以下同じ。）（６月を１計算期間とするファンド（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。（19）及び（20）において同じ。）にあっては、10計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準価額を記載すること。この場合において、各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

（19）　分配の推移

発行者情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、10計算期間）について、各計算期間ごとに、内国投資信託受益証券１単位当たりの分配の額を記載すること。

（20）　収益率の推移

発行者情報の提供日又は公表日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。

（21）　申込（販売）手続等

内国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

（22）　換金（解約）手続等

内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等を記載すること。

（23）　資産の評価

基準価額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

（24）　信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

（25）　計算期間

ファンドの計算期間について記載すること。

（26）　その他

ａ　ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。

ｂ　約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

（27）　受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

（28）　委託会社等の概況

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式「記載上の注意」（14）ｂ及びｃにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

令和４年７月１日　施行

**ファンド情報（発行者情報）**

【表紙】

【書類名】発行者情報

【提供日又は公表日】　年　月　日（２）

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】（３）

【本店の所在の場所】

【公表されるホームページのアドレス】（４）

【ファンド情報】

１【投資法人の概況】

⑴【投資法人の特色】（５）

⑵【投資法人の仕組み】（６）

⑶【投資法人の機構】（７）

⑷【投資法人の出資総額】（８）

⑸【主要な投資主の状況】（９）

２【投資方針】

⑴【投資方針】（10）

⑵【投資対象】（11）

⑶【分配方針】（12）

⑷【投資制限】（13）

３【投資リスク】（14）

４【手数料及び税金】（15）

【課税上の取扱い】（16）

５【運用状況】

⑴【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（17）

②【投資不動産物件】（18）

③【その他投資資産の主要なもの】（19）

⑵【運用実績】（20）

①【純資産等の推移】（21）

②【分配の推移】（22）

③【自己資本利益率（収益率）の推移】（23）

６【手続等の概要】（24）

７【管理及び運営の概要】（25）

（記載上の注意）

（１）　一般的事項

ａ　発行者情報の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、発行者情報の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

（２）　提供日又は公表日

発行者情報の提供日（提供日が異なる場合は、提供日のうち最も早い日をいう。以下同じ。）又は公表日を記載すること。

（３）　代表者の役職氏名

ａ　発行者情報の提供又は公表について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

ｂ　投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第１項に規定する設立企画人をいう。）全員の氏名又は名称を記載すること。

（４）　公表されるホームページのアドレス

特定証券情報及び発行者情報（これらの訂正情報を含む。）を公表する場合には、公表されるホームページのアドレスをすべて記載すること。

（５）　投資法人の特色

ａ　投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」（１）ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。以下同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

（６）　投資法人の仕組み

ａ　投資法人の仕組み（当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。

ｂ　投資法人及び投資法人の関係法人（資産運用会社又は投資顧問会社、資産保管会社（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第22項に規定する資産保管会社をいう。）、一般事務受託者（同条第23項に規定する一般事務受託者をいう。）、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第３項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）等をいう。以下同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）、運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、金融商品取引法施行令第29条の３第３項各号のいずれかに掲げる取引であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の８各項に定める基準に該当するものを行い、若しくは行った法人である旨を含む。）及び関係業務の内容（投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。）について簡潔に記載すること。

（７）　投資法人の機構

投資法人の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携等）、投資法人による関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（８）　投資法人の出資総額

発行者情報の提供日又は公表日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第67条第１項第４号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、同法第94条第１項において準用する会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない投資口（以下「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第160条の規定により議決権を有しない投資口（以下「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近５年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

（９）　主要な投資主の状況

発行者情報の提供日又は公表日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下「所有投資口数」という。）の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村（外国におけるこれらに相当するものを含む。）名までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。なお、主要な投資主の状況の記載に当たっては、所有投資口数及び発行済投資口の総口数から自己保有投資口の口数を除くこと。

（10）　投資方針

投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

（11）　投資対象

ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

ｃ　投資法人が、海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の２第１項各号に掲げる要件の全てを満たす法人をいう。以下同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下ｃにおいて「株式等」という。）の総数又は総額に同令第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに、当該海外不動産保有法人に対する出資額、当該海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、ファンドに属する当該海外不動産保有法人の株式等の数又は額の当該海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額に対する割合及び当該海外不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資対象とする不動産について、ａ及びｂに準じて記載すること。

（12）　分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

（13）　投資制限

法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

（14）　投資リスク

ａ　投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は特定証券情報の提供日又は公表日現在において判断したものである旨を記載すること。

（15）　手数料等及び税金

投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下「手数料等」という。）のうち、手数料等の記載に当たっては、当該手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

（16）　課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

（17）　投資有価証券の主要銘柄

ａ　発行者情報の提供日又は公表日の最近日（以下「最近日」という。）現在の状況について記載すること。

ｂ　投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下同じ。）のうち、評価額上位10銘柄について記載すること。

ｃ　発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

ｄ　当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

ｅ　投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

ｆ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（18)　投資不動産物件

ａ　最近日現在の状況について記載すること。

ｂ　投資法人が、海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を超えて当該株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）を記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。

ｃ　投資資産の運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産（投資資産である不動産をいう。）を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

（19)　その他投資資産の主要なもの

ａ　最近日現在の状況について記載すること。

ｂ　投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。

ｃ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（（17）ｃに掲げる事項）を記載すること。投資法人が、海外不動産保有法人の株式等の総数又は総額の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を超えて当該株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該海外不動産保有法人の概況及びその投資する不動産について、（18）ｂに準じて記載すること。

ｄ　投資資産がｃに掲げる権利以外の権利である場合には、ｃに準じて記載すること。

（20)　運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

（21）　純資産等の推移

発行者情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第23条に定める期間をいう。以下同じ。）（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、10計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券１単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

（22)　分配の推移

発行者情報の提供日又は公表日の直近５計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、10計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券１単位当たりの分配の額を記載すること。

（23）　自己資本利益率（収益率）の推移

発行者情報の提供日又は公表日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（様式２の「記載上の注意」(25)に規定する収益率をいう。）を記載すること。

（24)　手続等の概要

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式「第三部投資法人の詳細情報」の「第２手続等」に記載される事項を要約して記載すること。

（25）　管理及び運営の概要

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式「第三部投資法人の詳細情報」の「第３管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

令和４年７月１日　施行